

# 北のフロンティア

## 第24回定例総会・特別講演会

### 生乳指定団体制度改革と

### ホクレンの取り組みを学ぶ

道支部では8月31日に札幌市内で第24回定例総会・特別講演会を開催し、北海道大学農学部清水池義治氏から「JA改革を巡る論点と生乳指定団体制度改革とホクレンの取り組みから」と題して講演頂きました。特別講演会に先立ち第24回定例総会も開催。2016年度方針を決定しました。平日夜にもかかわらず農協労組の委員長が参加するなど、総会と講演会合わせて17名が参加しました。

道内では昨年、大規模酪農家がホクレン出荷から離脱する動きが広がり、今年3月、規制改革会議農業ワーキンググループが指定生乳生産者団体制度の廃止を提言、今秋には何らかの結論が出されるといふ情勢の中で、改めて生乳取引の仕組みと農協・ホクレンの役割を再確認することを目的に北海道大学の清水池氏から講演頂きました。



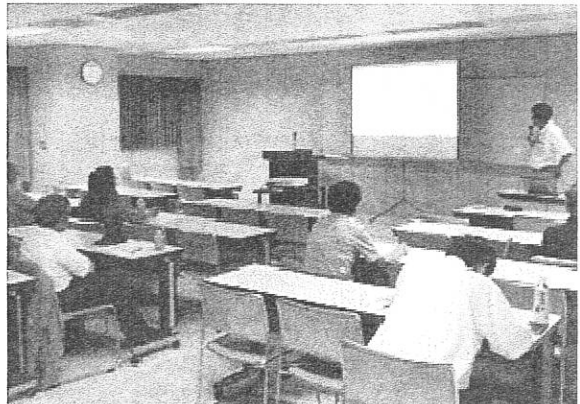
講演する清水池 義治 氏  
(北海道大学農学研究院講師)

### ホクレンの高い市場占有率で

### 共販機能が完全発揮

清水池氏は指定団体制度実施の1965年以前は商系メーカーが集送乳を行って配乳権を握り、生産者団体は価格交渉力が弱かったが、制度確立によって指定団体であるホクレン受託量が生乳生産に占めるシェア90%以上を占めたことで、共販三原則(全量無条件委託、共同計算、プール乳価)が完全実施され、集送乳事業一元化によって配乳権を生産者側が握り、「一元集荷多元販売」が確立したと強調。メーカー側も乳質の高位平準化や需給調整コスト軽減などメリットもあったことを強調しました。また1970年代の需給緩和時にホクレンが、道外移出や生クリーム向

け販売を強化したことで乳価下落率を抑制したことを生産者のための施策として評価しました。一方で指定団体の価格交渉力について、生産費を踏まえれば毎年度の乳価引き上げで酪農経営改善を進めた一方、取引数量は事前に決まっており、取引数量と分離した価格交渉では需給調整との両立は難しいものとならざるを得ないと問題点を指摘しました。



### 消費者・酪農家が望む

### 規制改革会議「提言」か

規制改革会議の提言について、加工原料乳生産者補給金制度における指定団体制度の機能と生乳共販の機能を混同すべきではないとして、指定団体制度廃止がさしあたり既存の農協共販解体や補給金制度廃止をもたらすものではないとしながらも、提言で触れている「バター不足解消」(加工乳の確保)と「酪農家の所得向上」(高単価・事実上の飲料向け)は両立しないものであり、改革で農協共販に参加しない酪農家に補給金を支払ったとしても問題は解決しない(裏面へ)

(表面から)むしろ今回の指定団体制度廃止は、一連の「農協改革」の一環として、明言はないものの農協共販を好ましくない販売形態と見なしていることは明らかだと強調しました。

## ヨーロッパの現状

### 農協共販率の高い国ほど高い乳価

続いて、ヨーロッパでは2015年3月から生産割当(クォータ)制度が廃止され、生乳の生産販売の自由度が高まったが、生産者の価格交渉力が弱く、市場環境の悪化もあり乳価が下落しているが、地域によって共販比率に違いがある中で、農協共販率の高い国ほど生産者乳価が高くなっており、その中でも乳価が最も高いのは、農協に出荷しない生産者であると指摘、農協出荷時の乳価との比較で決まるためだが、非農協(企業)は全量買取せず必要量しか買わない、農家のリスクとして過剰時には生産者の責任で処理することになる、農協は低乳価の乳製品向けも処理するためと理由を挙げました。

### 「アウト」への補給金支給で

### ホクレン共販への影響は

清水池氏は、今回の「提言」でいわゆる「アウトサイダー」にも補給金が支給されることで、農協共販からの離脱メリットが増えるが、北海

道の場合、アウトサイダー化しても処理する生乳量に限界があること、初期投資が高額な酪農において、乳価の大幅な変動や受け取り拒否のリスクを背負ってまで農協共販から離脱する生産者が増えるとは考えづらいと指摘しました。

その上で、指定団体制度は高い農協共販率の実現

### 生産者個人の合理的判断 「市場の失敗」を招く恐れも

で生乳共販のメリットを最大化する機能があるが、その画一性ゆえの問題もあるとしながら、現状での指定団体制度に必然性がないと強調、廃止によって共販率低下による共販機能の低下、共販単位の縮小、補給金制度の形骸化をもたらす恐れがあるとして、生産者が、高い乳価や販売自由度の大きさを目的に

## 東山氏と相原氏が特定課題を報告

### 研究所第32回研究大会で

6月5日に東京で開催された農業・農協問題研究所第32回研究大会で、道支部が取り組んだ特定課題について報告がありました。相原延英氏(名古屋文理大学・元酪農学園大学)が「准組合員の消費動向調査」をテーマに畑作地帯である美瑛町農協で調査した内容を報告。また東山寛氏(北海道大学准教授)が「TPP下の農業・農協」をテーマに酪農地帯である根釧地域・中春別農協での調査を基に報告しました。道支部でも今後報告会を開催することにしています。

共販制度から離脱することは、生産者個人としては合理的判断だったとしても、農協共販の弱体化で需給調整コスト負担が増大し需給調整そのものが機能しなくなることが懸念されると指摘しました。

参加者からは「生乳代金の清算業務は大変だったが、指定団体がなくなれば誰がその業務を担うのか」などの質問が出され、清水池氏は「農家がどれだけの量を飲料向けに出荷し、加工乳へどれだけ出荷したのか把握しなければ補給金支給はできないが、指定団体無しでどうするかということも明確ではない」と答えました。この他にも活発な意見交換が行われました。(清水池氏の講演を基に事務局が編集しました)